蜷川自治振興会細則

（目的）

第１条　この細則は、蜷川自治振興会（以下「本会」という。）の運営活動上の細目について、定めることを目的とする。

（評議員の定数）

第２条　会則第６条の評議員の定数は、次のとおりとする。

(1)　世帯数２００未満の町内会　　１名

(2)　世帯数２００以上４００未満の町内会　　２名

(3)　世帯数４００以上の町内会　　３名

（役員の選出）

第３条　会則第７条の役員の選出方法は、次のとおりとする。

(1)　会長、副会長に推薦するブロック代表は、各ブロック２名とする。ただし、会則第６条の規定により、副会長を増員したときは、その増員分を加える。

(2)　監事は、第１・２ブロックから１名、第３・４ブロックから１名とする。

（ブロック会議）

第４条　ブロックごとに、ブロックを代表する本会の副会長を中心に各町内会の役員等からなるブロック会議を設け、情報交換、要望の集約、ブロック代表等の推薦等を行う。

（補助金等交付申請等の手続き）

第５条　会則第２０条の補助金等の交付申請は、当該団体の事業計画及び予算決定後、別紙様式１により行うものとし、完了実績報告は、事業完了後速やかに別紙様式２により行うものとする。

（弔慰金等）

第６条　本会の役員及びその他関係者に不幸があったときは、次のとおり弔慰金等を贈る。

(1)　会長　　香典１万円、弔電、供物（生花）及び弔辞

(2)　副会長　　香典１万円、弔電及び供物（生花）

(3)　監事、顧問及び相談役　　香典１万円及び弔電

(4)　理事及び各種団体長　　香典５千円及び弔電

(5)　その他会長が認めた場合　　香典及び弔電

（疾病見舞金）

第７条　本会の役員及びその他関係者が２０日間以上入院のときは、次のとおり見舞金を贈る。

(1)　理事並びに評議員を除く役員、顧問及び相談役　　１万円

(2)　理事　　５千円

付　則

この細則は、平成１７年４月１日から施行する。

平成２３年７月１日一部改正

平成２９年４月１日一部改正（平成２３年４月１２日一部改正の「蜷川自治振興会慶弔金等に関する内規」は廃止する。）

令和７年４月１日一部改正